

北海道知事 堀 達 也 様

札幌市長 桂 信 雄

北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価準備書について（回答）

平成12年9月1日付け環政第474号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見

(1) 重要事項

ア 大気環境について

- (ア) 車両基地で使用するボイラー等から発生する硫黄酸化物，窒素酸化物について，調査，予測をし，予測に不確実性がある場合には事後調査を行うこと。
- (イ) 列車の走行による騒音について，中高層住環境に対しても「新幹線鉄道に係る環境基準」を準用し，この基準値を満足できるよう万全の環境保全措置を講じること。

イ 水環境について

- (ア) トンネル斜坑坑口から滝ノ沢川への工事排水については，市水道局宮町浄水場の水源に影響しないよう適切な措置を講じること。
- (イ) 旧手稲鉱山に近接する(仮称)手稲トンネル区間では，重金属類が含まれる土壌・岩石を掘削する可能性があるため，この重金属を含む濁水が工事中に発生した場合の排水処理方法を具体的に記載すること。
また，施設供用後，引き続きトンネル内に湧水が認められたときには，重金属類について観測を行い，その結果に応じた環境保全措置を講じること。

ウ 動物について

- (ア) 魚類等水生生物について，滝ノ沢川，追分川いずれも下流部の状況を含めた調査，予測をし，当該河川流域の生息環境に影響を与えないよう適切な環境保全措置を講じるとともに，予測に不確実性がある場合には事後調査を行うこと。
なお，予測に当たっては水温あるいは水量の変化による影響についても考慮されたい。

エ 植物について

(ア) 環境保全措置として植物種の移植を行う場合には、移植によって生じる移植先周辺の植物相への影響について配慮すること。

オ 景観について

(ア) 当該事業により影響を受ける可能性のある景観資源として手稲山が考えられるので、これに係る景観について調査、予測、評価をすること。

(イ) 高架橋が建設される区域では、周辺の環境と調和するよう十分景観に配慮すること。

カ 廃棄物等について

(ア) トンネル等の工事に伴い発生する掘削土、汚泥等の産業廃棄物その他の副産物について、それぞれの処理方法及び処理量等を具体的に記載すること。

キ 環境保全措置の複数案検討について

(ア) 予測の前提条件を含めた環境保全措置の複数案について、各環境要素にわたる総合的な比較検討の経過を具体的に「第11章 環境の保全のための措置」に記載すること。

(2) 留意事項

ア トンネル坑口（西宮の沢地区）付近について

住居系である当該地区にトンネル坑口が建設されることから、微気圧波の影響について留意すること。

また、トンネル坑口の工事に当たっては、地質や家屋の基礎の形状等により地盤沈下の影響が異なることに留意すること。

イ （仮称）手稲トンネル区間について

当該区間は、旧手稲鉱山付近であるため、トンネル工事では、重金属類が含まれる土壌・岩石を掘削する可能性があり、掘削土を処分する際に土壌汚染を起こすことが特に考えられるので、留意すること。

ウ その他

「公共事業の設置に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る申し合わせ」、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合わせ」及び「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合わせ」については、自己申告制であり、申立期間も限定されていることから、関係地域住民への周知に留意すること。

2 付帯意見

当該準備書は記載内容に具体性を欠く点があり、詳細な検討が困難な事項があったこと、かつ、当該事業の実施時期が未定であることから、特に次の事項に配意されたい。

- (1) 事業の実施に当たっては、あらかじめその時点における最新の知見、技術に基づき、環境保全の見地からの検証を改めて行うこと。
- (2) 上記(1)の検証の結果を踏まえ、必要に応じて、十分かつ、適切な環境保全措置を講ずること。